

廿日市市長 様

申請者	住 所	廿日市市 下平良一丁目11-1
	ふりがな	はつかいち はなこ
	氏 名	廿日市 花子
	生年月日	1990 又は 平成2 年 2 月 1 日
	電話番号	(0829) 20 - 0001

廿日市市自転車用ヘルメット着用促進奨励金交付申請書兼請求書

廿日市市自転車用ヘルメット着用促進奨励金交付要綱第5条の規定により、添付書類を添えて次のとおり申請及び請求します。

なお、申請に関する審査において、市税等の滞納がない旨などの確認のため、個人情報取得することについて同意します。

自転車用ヘルメットの着用者			自転車用ヘルメット	交付申請額※1			
氏 名	生年月日	申請者との関係	価格（税込）				
廿日市 太郎	2020年2月1日	子	6,000 円	3	0	0	0 円
廿日市 一郎	1970年2月1日	親	5,500 円	2	7	0	0 円
						0	0 円
			円			0	0 円
			円			0	0 円
交付申請額合計				5	7	0	0 円

原則、同居している同一住所のご家族のみまとめて申請が可能です。

※1 購入価格×1/2（100円未満の端数切捨て）上限3,000円

- 【添付書類】（1）領収書又はレシートの写し（日付、購入価格、商品名及び購入先が確認できるもの）
 （2）安全基準が確認できる書類（取扱説明書又は本体貼付の認証マーク写真など）

【誓約書】

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

誓約事項（□に✓を付けてください）

申請に当たり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 1 着用者全員が市内に住民票を有していること。
- 2 過去に同一の着用者に対し、同奨励金の適用を受けていないこと。
- 3 廿日市市暴力団排除条例（平成24年廿日市市条例2号）第2条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団員等ではないこと。
- 4 類似の補助金等の交付を受けていないこと。
- 5 購入したヘルメットは、新品であること。
- 6 自転車乗車用ヘルメット購入後に発生した事故等について、市が一切の責任を負わないことについて了承すること。
- 7 転売、譲渡等を目的としたヘルメットの購入ではないこと。
- 8 市税の滞納がないこと。
- 9 申請内容に虚偽があった場合は、市に対して奨励金を返還すること。
- 10 自転車乗車中には、交通事故による頭部の損傷を防ぐために、購入したヘルメットを着用すること。

令和 6 年 2 月 1 日

氏名（自署） 廿日市 花子